

第2回可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会 要点録

【日 時】 令和3年（2021年）3月13日（土） 10:00 ～11:30
浅川清流環境組合 601 会議室

【出席者】

○委員

- ・学識経験者：2名
- ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・新石自治会：2名
- ・新井自治会：2名
- ・落川上自治会：2名
- ・百草園自治会：1名
- ・百草園団地自治会：2名
- ・行政職員：5名（日野市環境共生部長、日野市環境共生部クリーンセンター長、
国分寺市建設環境部長、小金井市ごみ処理施設担当課長、浅川清流環境組合
事務局長）

○事務局

事業課長、総務課長、総務課主幹兼係長、事業係長、事業課主査、事業課職員、総務課職員

【次 第】

1 開会

2 環境保全協定の内容について

事業課長より、第1回検討委員会後、令和3年2月末までに提出された意見及びその後に提出された意見等を暫定的にまとめた「(追加資料) 環境保全協定 意見まとめ(修正案)」の説明をおこない、それをもとに議論及び質疑応答をおこなった。

3 質疑等

Q：第1条（処理対象ごみ）について、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」等で受け入れる際の協議について具体的な内容・方法はどうか。

A：事前に協議するため、組合に情報が入り次第、受け入れ前に臨時のクリーンセンター連絡協議会を開くなど臨時招集をして事前に打診する形を考えています。

Q：第2条（環境対策）について、要監視基準値は個人的に入っても良いと思う。わかりやすさが必要なので注釈などを入れられるか。（表6参照など）

A：明記する方向で検討します。

Q：第7条（苦情処理）について、フォーマットが苦情についてのみ使うような印象を受けるので要望についても出せるようなフォーマットとした方がよいのではないか。

A：「苦情・要望受付票」にするなど対応をしていきます。専門的な内容で、この規定により受付をした場合、専門家などの意見を踏まえた回答ができると考えています。

Q：第1条（処理対象ごみ）について、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」や災害廃棄物等で受け入れる際の協議は、自治会への打診後、自治会に持ち帰ると時間がかかるが、そのような認識か。

A：緊急を要するものや人道的支援のためなので、臨時招集したその場でご理解いただくようお願いいたします。そのために、あらかじめ協定で明記しているという考えです。

Q：自治会に持ち帰ってからでないとは回答できないものもあると思うが、ケースバイケースということで良いか。

A：そのとおり、ケースバイケースですが、前提として地元の理解を得た上で受け入るということがあります。

Q：第1条（処理対象ごみ）について、鳥インフルエンザにかかった鳥は埋めるのではなく焼却するのか。また、災害ごみに家屋の材木やタンスの破片などが入ることがあるのか。

A：鳥インフルエンザにかかった鳥については焼却処理します。日野市内にも養鶏場があり、発生した場合は法にのっとり72時間以内に処理をしなければいけません。当施設が定期点検などで焼却ができない場合は近隣施設で処理をすることになります。また、災害がれきに、質問のようなものが含まれることもあります。

Q：進め方について、自治会総会に限らず自治会員に周知をしていくため、自治会で会場を準備し、組合職員より説明をしてもらうことは可能か。

A：要望があって、場の設定をしてもらえれば、資料等準備して説明に行きます。組合としては、当検討委員会で内容を固め、5自治会共通の文面で自治会毎に締結をしたいと思います。それぞれの自治会で文面が異なると公平性に欠けますので、先々、変更をする必要が生じましたら改めて協議をお願いいたします。

Q：進め方について、自治会毎に協定書の内容を変えることはあるのか。また、総会を招集しても参加人数不足で成立しない場合なども想定されるが、締結期限はあるのか。総会も開けないので、自治会内での周知がままならない。

A：内容が自治会毎に変わってはならないと考えています。当初は、今回の意見集約で文面を固めて締結へと考えていたところでしたが、コロナ禍の現状を考えると、今日の議論を踏まえた修正案を提示しながら自治会に説明というように、もうしばらく時間を掛けることも考えられると思っています。なお、明確な期限はなく、内容が固まり次第、速やかに締結したいと考えています。

Q：進め方について、協定書は、5自治会連名か個別か。今後の見通しはどのようなのか。

A：自治会ごとに個別での締結を考えています。今後の詳細は未定ですが、あと1、2回委員会を開くことも必要かもしれないと感じていますので、意見は持ち帰り検討します。

Q：進め方について、協定の締結を個別にする理由はなにか。

A：自治会により意思決定の流れが異なる為、個別締結を考えています。

Q：第1条（処理対象ごみ）において、「受け入れをした場合は、その結果について報告を行う。」とあるが、どういう意味か。

A：焼却後の結果報告も行うという意味です。鳥インフルエンザの場合は、法律上72時間以内の処理が必要。多摩地域ごみ処理広域支援体制や災害廃棄物の受け入れなど、基本的には事前に協議ができるものと考えています。なお、本文中の事後報告は、万が一連絡がつかないような場合を想定したものです。

Q：法に沿ったものが入るのはわかった。要望として、日常とは異なる災害ごみや鳥などが入ってくる場合は把握をしたい。72時間ということもあるので、これから受け入れて焼却することを事前に通知してほしい。

A：事前に協議をおこなうことを基本として考えていますので、文言も含め調整します。

Q：クリーンセンターだよりの配布エリアは。

A：5自治会且つ500M圏内です。

Q：落川上自治会の範囲外の人から意見があった。クリーンセンターだよりは内容がまとまっていて良いものだと思うので、配布範囲を自治会全体に広げてほしい。

A：検討します。

学識委員：自治会として協定を締結するので、できるだけ情報は周知してほしい。

Q：自治会の加入者が減っている。効力の範囲について、どう考えているのか。

A：今回紹介した意見は、自治会に入っていない人についても同じように扱ってほしいという意味の意見なのかと思います。組合としては、自治会に入っていない方に対しても何かあった場合は協定に記載しなくても当然対応はしていきます。協定は組合と自治会で締結するものと考えていますが、あえて協定に入れるかどうかは組合が決めるのではなく、委員会で議論してほしいと考えています。

Q：協定に対して議員から意見があったか。

A：直接ではなく、日野市議会と浅川清流環境組合議会で意見はありました。協定の条文の細かな内容のものではなく、プロセスに関しての意見がありました。

Q：議員を通じての市民の意見があったか。

A：日野市議会の一般質問の中でありました。

Q：協定書は読み慣れていない人にはわからない。概略を伝えていくのが良いと思う。過去に概略説明をするための資料を作成していないか。そういったものがあると自治会としては助かる。

A：説明会やホームページでの説明動画など、周知に努めているが、できる限りの工夫をしていきたいと考えています。

学識委員：この場にいる委員が自治会員に説明するのはなかなか難しいと思う。要点は漏らさず、かみ砕いたものがあればよいのではないか。

時間をかけて対応するため、次年度も継続する可能性という話が事務局からあったが、皆さんいかがか。

意見：回覧等で資料は回している。それで十分かということそうではないと思う。大きな流れを示す時間がもう少し必要と思う。自治会の皆さんがもっとこの協定について知っている状況を作ることが必要で、周知する意味で時間が必要だと思う。

意見：コロナ禍で自治会総会の実施が難しい。もう少し時間があるといいと思う。

意見：回覧できるように、クリーンセンターだよりの内容をまとめたような資料の作成を検討してほしい。令和3年度末までとっていたので焦っていたが、時間があると助かる。もう少し周知するための時間が欲しい。

学識委員：非常に建設的な意見が多かった。自治会内の意識合わせには時間がかかる。協定書の内容をまとめ、クリーンセンターだよりのように回覧・配布するのが良い。組合は自治会への説明会を開くこともあると思うが、協定のポイントを説明すると良い。

委員長：みなさんの意見を総合して、もう少し時間を掛けていくのがいいと思うので、当検討委員会は継続することとする。

4 その他

- 次回以降の日程について調整して後日、連絡をする。
- 要点録について委員長及び副委員長に確認してもらい、後日、配布する。

5 閉会

(11:30 閉会)